

第1 計画の基本的事項

1 計画作成の趣旨と目的

(1) 計画作成の趣旨

本市では、平成11年に地域における総合的な障がい者施策を推進するための計画として「芦別市障がい者計画」を策定（第1期：H11～H21、第2期H22～H31）し、「ノーマライゼーション」理念及び障がい者やその家族が快適に生活することができる福祉社会の構築を目指して、総合的・計画的に施策を推進するための指針としてきました。

この間、様々な課題に対応するため制度全般が見直しされ、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行、平成24年度からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されました。

また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

本市では、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画として「第5期芦別市障がい福祉計画」（以下「本計画」という。）を作成することとします。

なお、児童福祉法第33条の20に基づき新たに策定する「第1期芦別市障がい児福祉計画」については、本計画へ統合することにより、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。

(2) 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むため、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づく

りを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととします。

本計画は、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、成果目標はもとより、サービス見込量やその確保方策等について定めることとします。

2 計画の位置付けと法的根拠

(1) 計画の位置付け

本計画は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村障がい福祉計画として作成するものです。

本計画を作成するにあたっては、第2期芦別市障がい者計画及び同法に基づいて作成される北海道障がい福祉計画における基本的事項及び基本方針を尊重するものとします。

また、本計画は、本市における他の計画と整合性を持ったものとします。

○計画の位置付けと他計画との関連

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32				
▼障害者自立支援法施行							▼障害者総合支援法施行												
北海道障害者基本計画																			
北海道障害者基本計画								第2期北海道障がい者基本計画											
北海道障がい福祉計画																			
第1期計画				第2期計画				第3期計画				第4期計画				第5期計画			
北海道障がい児福祉計画																			
第1期計画																			
芦別市総合計画																			
第4次計画						第5次計画													
芦別市障がい者計画																			
第1期計画						第2期計画													
芦別市障がい福祉計画																			
第1期計画				第2期計画				第3期計画				第4期計画				第5期計画			
芦別市障がい児福祉計画																			
第1期計画																			

(2) 本計画の期間

本計画の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、本計画については毎年計画の推進状況を分析・評価し、必要がある場合は計画を見直すなどの措置を行います。

(3) 計画の法的根拠

本計画は次の法令等を根拠、参考として作成しています。

【障害者総合支援法（第88条第1項）

【障がい福祉計画関連の告示・通達】

- ・「障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
- ・「地域生活支援事業に係る障がい福祉計画の作成について」

【児童福祉法（第33条の20第1項）

【障がい児福祉計画関連の告示・通達】

- ・「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
- ・「障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」

3 計画作成体制

(1) 計画の作成体制

本計画の作成にあたっては、保健、医療又は福祉の関係機関の代表者、障がい者団体の代表者、関係行政機関等の代表者並びに公募による市民の代表者で構成する「芦別市障がい者計画等推進協議会」を中心に審議を行い、計画の内容について専門的に協議検討を行いました。

(2) 市民の意見反映

本計画の作成にあたり、公募による市民の代表者を協議会メンバーに加えた審議を行ったほか、計画の素案について市民の広いご意見をいただくため、市内各コミュニティセンターにおいてパブリックコメントを実施しました。